平成２１年（フ）第３００９号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目２番３―101号パティオ福岡東Ｎ棟
債務者　高丘　健次
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４７号
福岡市南区玉川町17番６―1202号
債務者　安藤真一郎
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０５７号
福岡市博多区東光２丁目20番５号
債務者　川村　謙介
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６３号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目17番１―909号東峰マンション那珂川
債務者　宮木　良行
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７０号
福岡市博多区東月隈３丁目11番２号
債務者　庄野　俊作
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７６号
福岡市博多区金の隈１丁目15番７―101号
債務者　山下　資起
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７７号
福岡市博多区金の隈１丁目15番７―101号
債務者　山下　祥江
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０８１号
福岡市博多区博多駅南６丁目16番７―202号
債務者　山口まり子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０８４号
福岡市中央区草香江２丁目６番17―802号
債務者　山西奈都美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０９０号
福岡市中央区小笹２丁目６番８号
債務者　佐藤　好子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０９２号
福岡市中央区渡辺通２丁目３番27号
債務者　瀬戸オリヱ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０９３号
福岡市中央区渡辺通２丁目３番27号
債務者　小川　信一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０４号
福岡市博多区東比恵２丁目23番22―707号
債務者　長嶺亜佐子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１１６号
福岡市東区香椎浜１丁目８番２―1101号
債務者　古屋美津代（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１２４号
福岡市博多区吉塚本町２番49―402号
債務者　村田　久乃
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１２８号
福岡市博多区神屋町６番18号
債務者　中迫まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4725番地１イマージュ榎Ａ202号
債務者　内田　美香
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１６６号
福岡県大野城市御笠川５丁目10番４号
債務者　平島　道雄
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部